

持明院基春による鷹書編纂

——『責鷹似鳩拙抄』と持明院家旧蔵書の比較を通して——

大坪 舞

はじめに

持明院家は、鎌倉期頃より鷹を家業とする「鷹の家」であるという理解がなされてきた。^①

しかし、近時中澤克昭氏は『持明院家鷹十卷書』^②としての伝本もあり、こうした理解の根拠とされた『基盛朝臣鷹狩記』の作者について、従来説の持明院基盛ではなく、西園寺家のおそらくは実兼の作であったと考察され、その上で持明院家と鷹との関わりが顕在化するのは戦国期の持明院基春以降であり、基春、その子基規の鷹書蒐集・書写活動を通じて「鷹の家」となる基礎が形成されたとの見通しを示された。^③このように持明院家と鷹との関わりについての認識は見直しを迫られている。

持明院家が「鷹の家」として見做される画期となった基春、基規関連の鷹書については、近年精力的に鷹書研究を推進されている二本松泰子氏により他流派との比較の文脈において取り上げられるものの、^④これを中心に据えた本文的な研究にはいまだ着手されておらず、中澤氏の提言を踏まえた上での検討が求められる。

戦国期に持明院家により編纂された鷹書について検討することは鷹書研究に寄与するのではない。基春・基規父子の時代に、鷹のみならず能書（入木）、郢曲などの学芸に力が入られ、これが江戸期の家職に通じていることを鑑みるに、鷹書を例として伝書が先行の知を吸収し、新

たな伝書を形成する過程について検討することは、戦国期を起源とする公家の家業形成の問題に対しても一つの成果を提供することができると考える。

本稿においては、持明院基春により永正三年（一五〇六）に編纂されたとされる『責鷹似鳩拙抄』を取り上げ、尊経閣文庫に蔵される持明院家旧蔵書の比較を通じて、戦国期における持明院家の鷹書蒐集・書写・編纂活動の一端を明らかにしたい。

一 『責鷹似鳩拙抄』 基本情報

『責鷹似鳩拙抄』は概ね次のような奥書を持つ。

・『責鷹似鳩拙抄』奥書（句点は私に付した。以下同。）

右抄者、為旅宿隨身、諸抄取合注付之、秘説等之條、可禁外見。於于外題新作。汗顔云々。

永正三年春二月日

左金吾將軍藤（花押）

金吾將軍は本来は衛門佐の唐名である。立命館大学本においては、永正三年の右に「後柏原院」、左金吾將軍に「義澄後号法住院」と同筆にて

傍書する。しかし、義澄は左近中将で、この唐名は親衛中郎将・親衛將軍・羽林將軍などであり、信ずるに足らない。

ところで、肥前松平文庫に蔵される『源氏目安』の奥書には文明十八年（二四八六）の按察使藤原親長による本奥書の後に右のように記される。

・『源氏目安』奥書（肥前松平文庫本・国文学研究資料館マイクロフィルム（以下「国」）三五八―三四一―）

此一冊、依持明院前宰相所望、凌老眼之不堪令書写訖。

大永第四曆五月十二日

類齡六十八歳叟民部卿藤原元長

這抄者、源氏一部之大意被載之歟。實以前代之亀鏡、後世之鴻寶也。不可被出紗窓而已。

享祿第五夏六月日

前左金吾將軍藤

大永四年（一五二四）「持明院前宰相」に対して書写された本が、享祿五年（二五三三）に「前左金吾將軍」に再度書写されていることを示すものである。「持明院前宰相」「前左金吾將軍」は基春のことだと判断される。尊経閣文庫に基春自筆本が伝わる『入木管見抄』（大永六年（一五二六）奥書に「前左金吾將軍樗材」と記されていることもこれを裏付けよう。とは言え『花鳥余情』に「衛門督をも唐名に金吾將軍といへは」とあるように、衛門督を指す例もまま見られる。基春は永正三年二月時点では参議で、左衛門督に任じられたのは永正三年十一月（公卿補任、実隆公記、宣胤卿記）であり、やや不安は残るものの、『責鷹似鳩拙抄』における「左金吾將軍」も基春の手になるものと判じて大過ないのではないか。

『責鷹似鳩拙抄』は内閣十冊本（内閣文庫・大学校『持明院鷹秘書』十冊所

収本（一五四―三五四）を例にとると次のような構成を持つ。

- i. 「鷹の名事」。（一オ）
- ii. 「責鷹似鳩拙抄」と丁中央に記された内題。（一ウ）
- iii. 「鷹物之具寸法事」。鷹道具や獲物の懸様についての記載。（二オ）六ウ五行目。以下次丁まで空白。
- iv. 薬・飼養法・獲物取扱・鷹躰・道具・再び薬についての記載。「あらん所をあらふなり」と条の中途から始まり、前文に欠落がある。（七オ）二三オ七行目。二三ウは白紙
- v. 菟の懸様・尾の名の図解。（二四オ）二四ウ）
- vi. 『鷹之書』抄出。（二五オ）三八オ）

田安公本系統の内閣五冊本（内閣文庫・大学校『持明院家鷹秘書』五冊所収本（一五四―三〇四））、稲葉通邦系統の阪大本（大阪大学懐徳堂文庫（八〇―一七三））もほぼ同様の構成である。

現在確認している『責鷹似鳩拙抄』はすべて江戸期の写本であり、内容に脱落が多いこと、道具の寸法などの項目立ての重複がはなはだしいものの内容が乖離していることなど、一部に後世の取り合わせ箇所が混入している可能性が危惧される。たとえば、内閣三冊本（内閣文庫・内務省『鷹十巻書』所収本（一五四―三四九））においてはi～ivが第四巻に、v～viが第二巻に所収される。立命館大学本（立命館大学西園寺文庫『十二系圖』所収本（二〇九））は『十二系圖』の他に四巻が合収されることが共紙表紙左肩に記される本であるが、『十二繫圖』の後にv・viのみ合写される。

全体として脱落が多く、また内閣三冊本、立命館本のように前後半が別に伝来した伝本もある以上、永正三年に抄出された時点での形態は測

りがたい。永正三年時点で一書としてあり、うち一部が書写の途上で脱落したのか、それとも転写のうちに複数の書が取り合わせられたものか判じがたいのである。そこで、次項では奥書に付随し、永正三年に編じられたことがほぼ確実なviから検討してみよう。

二 『責鷹似鳩拙抄』と持明院家旧蔵書

『責鷹似鳩拙抄』viは次のような書き出しで始まる。

・『責鷹似鳩拙抄』内閣十冊本（以下断りのない限り『責鷹似鳩拙抄』の引用は内閣十冊本による）vi冒頭

鷹之書（此書も所持之抄也。旅宿のため抜書に注之。秘する抄物也。仍、右之抄に閉加者也。）

編者所持の『鷹之書』の抜書きに注したもので、これ以前に「右之抄」があったらしい。

さて、中世における持明院家の鷹書を検討する上で中澤氏も着目されているのが、尊経閣文庫に蔵される持明院家旧蔵の鷹書である。小野恭靖氏は、金沢市立図書館加越能文庫に所蔵される『持明院殿蔵書目録』を取り上げ、およそ前田綱紀時代に持明院家より寄贈された、あるいは書写されたと考えられる能書・郭曲・鷹に関連する書目を紹介されている^⑤。この中で「元書御所望之分」、すなわち前田家が持明院家に所望し、寄贈を受けた書目として『臂鷹訣』『似則似鳩抄』が指摘される。二本は現在も尊経閣文庫に蔵されており、室町末期の写本とされる。このうち『責鷹似鳩拙抄』の示す『鷹之書』に求められる条件に極めて近い書が『臂鷹訣』である。

尊経閣文庫『臂鷹訣』（二一―六書鷹）。以下、尊経閣本と略す。二四・七×六七五・五糎。卷子装一軸。改装打曇表紙。外題なし。内題「臂鷹訣」。紙背は享禄二年（一五二九）の具注曆。五行、八〇〇八・二糎幅ごとに折目がみられる。折目を軸とした左右対称の虫喰の状態から見ても、一時は折本装であったと考えられる^⑥。具注曆の表紙も残る。縹地に代赭の横刷毛目模様。左肩に「享禄二年曆 歳次己丑」とうちつけ書。書写は享禄年間からさして下らないものであると考えられる。別筆の朱書き入れも多いが、これも改装以前に記されたものであるらしい。

『臂鷹訣』という書名を持つ書は尊経閣文庫本の他に、書陵部において所蔵が確認される。宮内庁書陵部・松岡『臂鷹訣』（二〇七―九八）以下、松岡本と略す。袋綴一冊。二七・三×一九・四糎。料紙は楮紙。金茶横刷毛目表紙。左肩に「臂鷹訣」と題簽に墨書。全二七丁（うち遊紙前一丁）。奥書には「此一冊者太宰権帥公廉卿被許拜借／暫時謄寫之者也猥不可外見／岢安永四年六月 大和守伴積興」（二五ウ）「此一帖者以積興朝臣秘本書写畢／寛政七年六月廿一日 松岡平次郎辰方（花押）」とある。有職故実の大家であった滋野井公麗の蔵書を、国学者の尾崎積興が安永四年（一七七五）に謄写し、寛政七年（一七九五）に松岡辰方が書写したものである。

〈表〉のようにvi『鷹之書』抄出箇所については、すべて『臂鷹訣』に対応箇所を見出すことができる。多くは似通っているという範疇ではなく、同文一致と見做せる。順序もほぼ一致しており、『責鷹似鳩拙抄』が拠っている『鷹之書』とは、『臂鷹訣』の類書であると考えて誤るまい。

〈表〉『責鷹似鳩拙抄』と『臂鷹訣』

27	水筒の事	32	水筒の事	33	水筒の事
26	白の装束の事	52	白の将束の事	52	白の装束の事
25	小鷹のひねりの事	54	小鷹のひねりの事	54	小鷹のひねりの事
24	吉日の事	59	吉日の事	63	吉日の事
23	鷹の丸をとりくわせをするには	62	鷹の丸をとりくわせをするには	62	鷹の丸を取くわせをするには
22	田をの事	28	田緒の事	29	田緒の事
21	ひねりの事	33	ひねりの事	34	ひねりの事
20	大たかの鳥屋作事	48	大鷹の鳥屋作事	48	大鷹の鳥屋作事
19	餌袋に鳥さす事	49	餌袋に鳥さす事	49	餌袋に鳥さす事
18	鷹のふの事	47	鷹之生の事	46	鷹の生の事
17	打抛餉囊の事	41	抛餉囊の事	41	打抛餉囊の事
16	鏡の事	40	鏡之事	40	鏡之事
15	鷹を人にみする次第	39	鷹を人に見する次第	39	鷹を人に見する次第
14	ゆかけの緒をとむるやう	38	鷹人に渡ゆかけをわたす事なし	38	鞭の緒とむる事
13	春うちたる鷹をは	37	鞭の緒とむる事	45	春打たる鷹をは
12	尾を白尾につく事	45	尾を白尾につく事	44	尾を白尾にて継事
11	鷹の鳥を木に付る事	44	木に付る鳥を請取渡には	43	鷹の鳥を木に付る事
10	鷹請取わたす事	26	鷹の鳥を木に付る事	26	鷹請取わたす事
9	虎繩の事	25	鷹請取渡しの事	25	鷹請取わたす事
8	船一からの長	24	鷹請取渡しの事	24	虎繩の事
7	山申の事	23	船一からの長さ	24	船一からの長さ
6	鷹野へ出る時祓をする様	20	山申の事	20	山申の事
5	結架法式不定	19	野へ出る時祓する事	19	野へ出し時祓する事
4	架のあみきぬ	7	結架は定法なし	7	ゆいほこは定法なし
3	架布敷は	5	架の編きぬ	5	架の編きぬ
2	架のたかさ	4	架布敷は	4	架布敷は
1	神社俵幣のために鷹を奉るには	3	架の高さ	3	架のたかさ
	責鷹似鳩拙抄(内閣十冊)	1	神社俵幣のために鷹を奉るには	1	神社俵幣のために鷹を奉るには
			臂鷹訣(尊経閣)		臂鷹訣(書陵部・松岡)

さて、多くは同文一致であるものの一部『責鷹似鳩拙抄』に編者の加
注らしき箇所がある。

『臂鷹訣』尊経閣本(以下、断りのない限り『臂鷹訣』の引用は尊経閣本
による)四七箇条目

一、鷹之生之事、横生は藤ふ。豎生は鳴生。地の赤は鶉生。しほ・
あかたかは同物也。兄鶉をは丹このりと云。以上、小鷹にかきるへ
し。又、上毛、四毛、羽くさひのふくりんふかくあるはをは、覆輪
白と云。上かうあほきををは、青白と云。尾羽の符散て白を、雪白と
云。鼻毛白かるへし。以上、大小共におなし。

・『責鷹似鳩拙抄』vi・一八箇条目

一、鷹のふの事、よこふは藤符。堅符の鳴ふ。地の赤は鶉符也。し
ほ・赤鷹は同物也。〔私考。赤鷹・しほ、同物にや。此抄有。爪替
事有。口傳也。是等大事也。別注。〕兄鶉をは、丹このりと云。以
上、小鷹にかきるへし。又、上毛・四毛、覆輪ふかく有をは、覆輪
白といふ。上から青きををは、青白といふ。尾羽の生散て白きは、雪
といふ。鼻毛しろかるへし。以上、大小ともにおなし。

『臂鷹訣』四七箇条目は『責鷹似鳩拙抄』vi一八箇条目にほぼ対応する
が、「しほ・あか鷹」を同物とする『臂鷹訣』四七箇条目に対し、『責鷹
似鳩拙抄』vi一八箇条目では「私考」以下割書で「同物にや」と疑義が
呈される。この例からも『責鷹似鳩拙抄』に条を加えて『臂鷹訣』が成
立したとは考え難く、『臂鷹訣』の類書より抄出して『責鷹似鳩拙抄』が
成ったと類推される。

さて、持明院家より前田家に『臂鷹訣』と共に伝来し、現在尊経閣文

庫に所蔵される『似則似鳩抄』(二一—五書鷹)という書がある。外題に「似則似鳩抄」と題簽が付される卷子装一軸。二六・〇×七〇・二・七糎。紙背は大永八年(享祿元年)の仮名暦と斎藤利賢書状。内題にも「似則似鳩抄」と記され、末尾に「此草借筆写了。落字相違事等候者也。後日^七加一覽。可直付者也。可禁外見而已。」とある。内容は基春の他書の記述などと一緒に一致する箇所がみられるなど、持明院家の家説を継承しているものと思われる。現在のところ孤本である。この書に前掲の『臂鷹訣』『責鷹似鳩抄』と関連する記載がみられる。

・『似則似鳩抄』六六箇条目

一、くれなるの鷹・しほ一の様に申。誠に同躰歟。しほには、爪のうらに、しのきたつ。それを見る所口傳と申侍り。しほ・あか鷹別々なり。

『責鷹似鳩抄』vi・一八箇条目傍線部が、『似則似鳩抄』六六箇条目傍線部に対応箇所を見出すことができる。

〈表〉に示した通り、条の構成など『臂鷹訣』と『責鷹似鳩抄』の対応については、松岡本のほうが近似している例も多く、尊経閣本が『責鷹似鳩抄』編者の参照した『鷹之書』の原態をそのままに留めているとするのには躊躇いがある。しかし、尊経閣本において注目すべきはむしろ朱筆の書入れであろう。「しほ・あか鷹は同物也」とする本行本文に対し、「不、」と自説との差異を示すのである。『臂鷹訣』五九箇条目が『責鷹似鳩抄』二四箇条目、『似則似鳩抄』六〇箇条目においても、同様の関係を見出すことができる。尊経閣本『臂鷹訣』は書写時期から考えても『責鷹似鳩抄』を編じた時期よりも下ると考えられ、また朱筆の書入れが必ずしも『責鷹似鳩抄』にての「私考」箇所と一致するわ

けでもないので、基春が尊経閣本『臂鷹訣』に書入れをしながら『責鷹似鳩抄』を記した、などという仮説は成り立たない。ただ、こういった書入れの一致は、持明院家の歴代が、鷹書という伝書の上で家説を形成していった様相を垣間見せてくれるのではないか。

・『責鷹似鳩抄』vi・二七箇条目

一、水筒事、ふとき八寸。節三。長さ一尺四寸也。上下の節の外に、五分斗に乳をいたして、穴をして、くひにかくる繩をとをして、所持すべき也。中の(内閣五冊本)節と本のふしの間六寸あり。竹を用て水かふ口をすへし。口の長さ、節の間にしたかふへし。口の如此也。〈中の節に油筒のことく穴をあけて、水の出入をすへし。口に物をささすやうにすへし。〉竹の皮の外はみなるしにてぬるへし。〈私考、水筒の事、諸抄「定法なしと有」(以下七行空白)〉

〔図〕

水つ、のすほう、不定と諸抄に有といへとも、有秘本にしるし置問事加之。大かた寸法等前に注分、可然歟。可禁外見者也。

・『似則似鳩抄』三四箇条目

一、水筒事、縮抄に定而法なしとあり。た、小鷹をつかふ時、水を入れて、墅にてかふなり。ふとき八寸斗の竹、長さ一尺四・五寸の竹也。大方もと見及たる分、ゑにうつして左にあり。よくく可有思案事也。

〔図〕

煩雑になるため『臂鷹訣』の掲出は避けたが、『責鷹似鳩抄』vi・二七箇条目「私考」以前はほぼ同文。これまで見てきたように、傍線部

が加注箇所であり、図は『臂鷹訣』には見られない。『似則似鳩抄』三四箇条目に記された図は、透写されたのか、仮名暦ではなく別の白紙に記したものが貼りつがれ、『責鷹似鳩拙抄』vi・二七箇条目の図と一致。また破線部のように寸法説の接近も見いだせる。『責鷹似鳩拙抄』と『似則似鳩抄』では、文体などに同文一致箇所が少なく、また書写時期や書写者などからも現存する『似則似鳩抄』をも『責鷹似鳩拙抄』筆者が参照していたということは考えられない。しかし、「諸抄に定る法なしと有」という記載が字句に至るまで一致を見ることができると、あるいは同類の鷹書をもとに、両書が編纂されたことが想定される。

さて、「私考」と割書にする箇所以外にも『責鷹似鳩拙抄』編者が書き加えたと考えられるのが、次の例である。

・『責鷹似鳩拙抄』vi・八箇条目

一、ハコ船からの長、廿尋。浅青柿染なるへし。船しりを放てつかふをは、へをしりうたすといふ。手に引とむるをは、うたせぬといふ。豹尾ハコともかく。船に付る革をコカハ虎革といふ。豹筒長サ、四寸二分。上の方にあなをあけて、下の方をほそく削なり。竹のかは半分にのこすへし。一からといふは一ツ、一しりとは三ツ。又、きれたるをつくは口傳有。

此船事、當流に相違也。一からと云は心を云と有。廿尋の事、多分如此。當流には廿一尋也。

一、コツナ虎繩事、兄鷹・大たかの物也。竹には巻さるなり。をき繩ともいふ。

又、此事不審也。をき繩四十尋とあり。こ革などの付様、船にいさ、か替也。返々こ繩の事と有は不審也。

・『似則似鳩抄』三三・三三箇条目

一、経緒箇の事、四寸余也。経緒の長さ廿尋也。當流二八廿一尋也。又、廿五尋に用る人ある歟。

一、をき繩の事、四十尋也。是を虎繩と云し由申人あり。こ繩とは小つな也。大たかにかきりてある也。みしろき物也。故實にする事あり。しかく寸法以下秘する事なし。但、別而口傳などある事不知之。

『臂鷹訣』一三・二四箇条目は、『責鷹似鳩拙抄』vi・八・九箇条目傍線部以外とほぼ同文一致を見せる。『責鷹似鳩拙抄』vi・八・九箇条目の不審箇所は対して諸本共通して二字下げで「當流」の説が記される。『責鷹似鳩拙抄』vi・八・九箇条目・『似則似鳩抄』三三・三三箇条目の傍線部は重なる記載を持ち、二字下げ箇所もまた「私考」箇所と同様、編者の加注箇所であると考えられる。

以上のことから、『責鷹似鳩拙抄』は『臂鷹訣』の類本より抄出し、自説と異なる箇所は加注したと考えられる。そして、編者の「自説」は『似則似鳩抄』や尊経閣本『臂鷹訣』朱筆書入れ箇所と近似する。持明院家説形成における二書の重要性が内容面からも明確になった。

三 『臂鷹訣』の伝来経路

それでは、『責鷹似鳩拙抄』に抄出される『臂鷹訣』はどういった伝来経路を持つ書であったのか。『責鷹似鳩拙抄』編者や同時に伝来した『似則似鳩抄』とは一部説が異なっていたようであることは確認した通りである。また尊経閣本『臂鷹訣』の書入れは改装以前になされている。これが旧蔵者の持明院家の者の手によると仮定すると、持明院家の中心家

説とはやや位相が異なるものであったのであろう。

ところで、『臂鷹訣』尊経閣本と松岡本を比較すると、尊経閣本の方が末尾の鷹詞が少なく、不自然に切れているように見える。この続きは散逸してしまったのだろうか。

『持明院殿藏書目録』に現行の目録に付された書名が見られないものの、装丁や函架番号などから中澤氏も着目されている本がある。函架番号は一一―四書鷹。卷子装一軸。竪二五・三×横五〇三・五。表装は改装打曇表紙で『臂鷹訣』『似則似鳩抄』と似通った体裁である。『鷹之書』と目録には記されるが、外題はなく、冒頭に欠損がある。包紙には「無名鷹書／裏曆二享禄元年ノ字アリ」と記される。紙背は享禄二年仮名曆。現存箇所は鷹詞の列挙から始まり、礼法に関する記載が主。紙背の仮名曆は三月八日以降が用いられており、十二月末日までは残存しているため、欠落箇所はそれほど多くはないと考えられる。

『鷹之書』冒頭と尊経閣本『臂鷹訣』末尾、松岡本『臂鷹訣』を比較すると意外なことに気づかされる。

・『臂鷹訣』（松岡本）「鷹の言葉」

（前略）

のきはうつ みさこは 右は 左は ほこをつきある をしおりて
草「入 くさをとる 見とり とりくるま はいからむかたむる
（後略）

・『臂鷹訣』（尊経閣本）「鷹詞之事」

（前略）

のきは打 みさこ羽 右羽 左羽 ほこをつきてあかる

・『鷹之書』冒頭

□^(次) おりて草「入 草を□^(次) 鳥くるま はいからむ □^(次) □^(次)（後略）

松岡本『臂鷹訣』と比較すると、尊経閣本『臂鷹訣』脱落部は、『鷹之書』に書き継がれていると判断できる。^⑦この一点のみではなく『臂鷹訣』と『鷹之書』の一致は、細かな用字意識に至るまで看取することができ、字体の面からみても、また紙背である曆が同年であることから、元来は二巻仕立てで書写されたものであると考えられよう。

『鷹之書』は鷹詞に関する記載の後に、一つ書きの礼法や鷹詞に関する記載が続くが、二四箇条の一つ書きの後、書の半ばほどに次のように記され、後一つ書が続く。

・『鷹之書』

此書、聊爾不可有外見者也。

此書ハ、禪藏寺殿被調多治見^三預ヶ致置者也云々。

中澤氏の指摘にあるように「禪藏寺殿」とは美濃の土岐頼忠（頼世）（元亨三年（一一三三）～応永四年（一一三九七））を示す^⑧。また、多治見とは、同期美濃の守護代であった多治見三河入道道甚が該当するであろう^⑨。記載箇所から、これが『責鷹似鳩拙抄』対応箇所の来歴をも示しているとは断定できないが、持明院家の鷹書に土岐氏伝来の書が撰取された点は興味深い。持明院家関連鷹書で土岐との関わりが示唆されるのはこれのみではない。

・『鷹秘抄』（内閣十冊本『持明院家鷹秘書』第九冊）

本云 嘉暦三年二月廿三日書寫畢

此鷹府者、自禪藏寺殿、西郷殿参^ル、大巢殿御相傳自其写畢。

右一帖者、彼家之秘傳云々。雖然此内流布之抄也。文字誤無正跡事、多之。非用捨者不可用之。如本寫留者也。

永正十三年六月十九日 左金吾藤（花押）

永正十三年（一一一六）基春により書写された『鷹秘抄』もまた、頼忠を由来とするものである。中澤氏の考察にあるように、西郷殿、大須殿については、両者ともに頼忠息である頼音、頼兼がそれぞれ該当する。

土岐家と鷹に関しては「土岐の鷹」と呼ばれる鷹の絵が著名であるが、頼忠の鷹の絵は揖斐郡池田町禪藏寺に蔵され、一風をなした絵画であった^⑩。書き入れの時期も問題になるが『尊卑文脈』が、頼忠に対して「弓馬上手、鷹一流相伝」と傍書するように、鷹に関する一流を相伝する人物とみなされていた。また、米原正義氏が指摘するように、『責鷹似鳩拙抄』が編纂されたのと同時期を生きた、土岐政房（長祿元年（一二四五）—永正一六年（一一一九））もまた鷹との関わりが深い人物であり、家伝の養鷹法を持つていたことが『翰林葫蘆集』第五「賛鷹」などよりうかがうことができる^⑪。こうした土岐氏が家伝来の鷹書を所持していたことは、自然であるように思われる。

公家の「鷹の家」である持明院家の鷹書に、美濃という地方武家の土岐氏との連関を指摘することをやや唐突に思われるかもしれない。しかし、基春は応仁の乱以後、主として美濃にて過ごし、土岐氏とのつながりについても芳賀幸四郎氏の指摘通り三条西実隆と土岐氏との仲介を果たしていたこと知られるのである^⑫。また基春が土岐氏の蔵本を書写していたことは、右の奥書からも見て取れる。

・『蹴鞠鈔物部類』（内閣文庫、甘露寺家旧蔵（一九九—二六三））所収『蹴鞠略記』

此一巻、依執心授土岐民部大輔殿申訖。

永正二年十一月日 権中納言雅俊

右一卷、十二ヶ條、以持明院前宰相本令書写之。

大永六年五月廿六日 正二位藤（花押）

永正二年（一一五〇）飛鳥井雅俊が土岐民部大輔に伝授した『蹴鞠略記』を、大永六年（一二二六）に持明院前宰相本すなわち基春本を以て書写したことを示すものであり、基春が土岐氏伝来の鷹書を入手していた可能性は高い。

これを踏まえるならば、公家の伝統的な「鷹の家」としてみなされてきた持明院家の鷹書における知のうちには、美濃という在国にて入手した武家である土岐氏由来の書がその一角を占めるといふ、興味深い事実が浮上してくるのである。

四 加注箇所と『鷹百首』（「たかやまに」類）注

土岐頼忠由来の鷹書『臂鷹訣』に多くを拠った構成を取りながら、編者は加注を施している。では、編者が「当流」とする説にはどのような傾向が見いだせるだろうか。

実は『責鷹似鳩拙抄』二三箇条目傍線部以は室町後期以降さかんに書写された『鷹百首』（「たかやまに」類）注との接近がみられる。

・『鷹百首』（「たかやまに」類）御所本

5世中はへしりうたれのはし鷹のえそ引きらぬ心よはさに

へしりとは、経緒^{ヘキョ}みしかくて、放さぬ^{ハナ}を云也。心よはくて捨えぬ世にたとふる也。凡、経緒は甘尋^{カンジン}也。但、當流は甘一尋也。

26片敷^{カタセ}にむすほゝるともへをさゝむ心もしらぬつみの若鷹

へをさすとは付る事也。へを、はいたる^{カケ}よりしてちいさき鷹にあり。大鷹には、をき繩とて四十尋の繩あり。鶴・小鷹はやすく、下手のつかはさるものなり。

文龜三年の奥書をもつ彰考館本〔国〕三二―二九四―四、大永四年（二五二四）の奥書をもち、西園寺実宣本の転写である立命館大学西園寺文庫本（二〇八）などでは、二十尋説を挙げた後に「当流説」として、二十一尋と但し書きする。山本氏によると以上の類は増補箇所を含むとされる。これに対して比較的早くに成立したと考察される文明の奥書を持つ群馬大学図書館本〔国〕七七一―二〇一二〕においては、二六首目にのみ経緒二十尋説がとられ、二十一尋説、おき繩の説は見出せない。『鷹百首』御所本と『責鷹似鳩拙抄』の「当流」説は一致し、おそらく御所本などの類の『鷹百首』への加注者は『責鷹似鳩拙抄』編者と説を共有していたとして誤らないであろう。

これよりは微妙な例ではあるが、『責鷹似鳩拙抄』と『鷹百首』注との近似は他の箇所にも見出せる。

・『鷹百首』（「たかやまに」類）御所本（五〇一―一九二一）

22昨日といひけふもさなから狩暮ぬあかけの鷹のあく年もなく

あかけ、若鷹なり。當年の鷹也。網^{アミ}に懸取^{カケ}故也。但、もちにてもとれ、若鷹をはあかけと申ならはせり。又、赤毛^{アカカケ}の鷹と云事あり。唯、毛の赤也。凡、逸物也。赤鷹と申事あり。昔、

母を鷲^{ウサ}にとられて毛紅に成て、終鷲をとりころしけり。是を、紅の鷹とも、あか鷹とも申也。しほと云鷹あり。白鷹、年かさなれば、薄紅梅^{ウス}になるを、しほと申也。仍。白と同事に見所あり。

和歌に詠じられた「網懸^{あかけ}」の鷹についての注から「あかけ」の連想で赤い毛を持つ「赤毛」の鷹の解釈へと脱線し、母を鷲にとられた「紅の鷹」についての説話を記し、その後同じく赤色系で薄紅梅であるもの、年老いた白鷹である「しほ」について注される。『責鷹似鳩拙抄』vi一八箇条目で取り上げた「あか鷹・しほ」を同物であるかについて注をした箇所との関心が重なる。これは例えば『鷹百首』御所本二二首目における「白と同事に見所あり」という注文と、『臂鷹訣』四七箇条目「七見様アリ」という朱筆書き入れの近似も、「しほ」を白鷹が年を経たものが「しほ」であるという認識が基底に流れているためと解せる。また『似鳩拙抄』六六箇条目と同様「紅の鷹」が連想されている点も興味深い。中世後期に盛んに書写された『鷹百首』の伝本の一部が、歌語解説書とは一見遠い関係にある『責鷹似鳩拙抄』における編者加注箇所と気脈を通じていることには注意を払う必要があるだろう。

おわりに

以上、本稿においては『責鷹似鳩拙抄』と持明院家旧蔵書との比較を通じて『責鷹似鳩拙抄』編者の依拠資料を検討した。その上で基春が身を寄せた美濃の土岐氏に由来する書を撰取していたことを指摘し、加注箇所と『鷹百首』（「たかやまに」類）注との近似性について考察した。

従来、公家の伝統的な「鷹の家」であると思われる持明院家の鷹

書であるが、公家由来のもののみではなく、武家である土岐氏伝来の書も積極的に取り込んだ上で編纂されたことが明らかになった。もちろんこのことのみで、武家知が公家知へ流入したと結論に短絡的に結び付けることは憚られる。都の文化を積極的に取り入れた土岐氏の文化活動を踏まえると、単純に公家・武家の二分類のみでは捕捉しえない問題もまた予想され、この点については今後より詳細な検討をする必要がある。ただし、土岐氏伝来の鷹書を取り込み、『鷹百首』注の中でも比較的新しい時期に成立した注文に一致する記載を加える過程に、公家・武家のみに分類しえない知の濁流が、精選され、近世に通じる公家の学芸の基盤が形成されていく様相を見出すことができるのではないか。

本稿で取り扱った事例は、中世末期に脚光を浴び後に家職とされる公家の学芸と、中世知の蠢動との連結をまざまざと見せつける証左に他ならないのである。

注

- ① 宮内庁式部職編『放鷹』（一九三一年一月、吉川弘文館）など。
- ② 『持明院家鷹十卷書』および、これに所収される『責鷹似鳩拙抄』諸本については別稿をなしたので、そちらを参照されたい。（拙稿「近世における持明院家関連鷹書群の形成と伝来」『古典遺産』六二、二〇一三年一月刊行予定）。
- ③ 中澤克昭氏「公家の「鷹の家」を探る」（『日本歴史』七七三、二〇一二年一月）。なお、本稿を為すにあたって、氏のご研究に着想を得た部分が多い。
- ④ 二本松泰子氏『中世鷹書の文化伝承』（三弥井書店、二〇一一年）。
- ⑤ 小野恭靖氏『中世歌謡の文学的環境』第四節「持明院家蔵書目録と基規」（笠間書院、一九九六年、初出一九九二年）。
- ⑥ 本書については紙焼資料をもとに、佐々木孝浩氏にご教示を賜った。

⑦ ただし、鷹詞記載の後は、松岡本『臂鷹訣』と『鷹之書』は一致しない。

⑧ 中澤克昭氏「持明院家の歴史と鷹書」（鷹書研究会口頭発表レジュメ、二〇〇八年五月）。「土岐氏系図」（続群書類従・巻一二八）、谷口研語氏『美濃・土岐一族』（新人物往来社、一九九七年）。

⑨ 多田誠氏「南北朝時代の土岐氏守護代について」（『岐阜史学』九二、一九九七年）。

⑩ 前掲注⑧。

⑪ 『岐阜県史 通史編・中世』（巖南堂書店、一九六九年）六六四頁。

⑫ 米原正義氏『戦国武士と文芸の研究』（おうふう、一九七六年）三三頁。

⑬ 芳賀幸四郎氏『東山文化の研究』下（思文閣出版、一九八一年）八一五頁。

⑭ 山本一氏「鷹百首類伝本概観の試み」（『調査研究報告』一八、一九九七年）、「鷹歌をめぐる二、三の考察」（『日本文学史論—島津忠夫先生古稀記念論集』世界思想社、一九九七年）など。

〔付記〕

中西健治先生は折に触れて、古典籍調査の魅力と意義についてご教示くださった。先生が御定年で立命館大学との関わりに一区切りをつけられることは残念であるが、先生の名に恥じぬよう、研鑽を積んでいきたい。

本稿脱稿後、山本一氏（鷹書とは）鷹書類の調査と研究、平成二〇年～二三年度科学研究費補助金研究成果報告書）が『鷹秘抄』奥書など、本稿にて取り扱った箇所而言及されていることをご教示いただいた。論にて取り上げることができなかったが、併せて参照されたい。

貴重な御蔵書の閲覧・引用を御許可いただいた尊経閣文庫・宮内庁書陵部・内閣文庫に心より御礼申し上げます。

なお、本稿は日本学術振興会特別研究員奨励費（課題番号：10J10152）を受けて執筆したものである。

（本学博士後期課程／日本学術振興会特別研究員）